

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

大分厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月7日から同年7月1日まで

私はA社に入社し、昭和46年6月7日から同社B支店（現在は、A社C事業本部）に異動したが、社会保険事務所（当時）の記録では同年7月1日に同社同支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記録されており、申立期間の年金記録が空白期間とされていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C事業本部が保管している申立人の申立期間に係る給料支給明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和46年6月7日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨記録されている上、申立人に係る改製原戸籍附票によると、同日付けでD市からE市に住民票が異動していることが確認できることから判断すると、同日付けとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 45 年 8 月 11 日まで

私がA社B支店に勤務していた申立期間については、社会保険庁（当時）の記録上、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を記載することとされていたが、申立人が所持している申立期間において当初交付された厚生年金保険被保険者証には「脱」表示が無い上、再交付された被保険者証においても「脱」表示が無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和 46 年 5 月 25 日に支給決定されたこととなっているところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 45 年 11 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 15 日まで

私は、申立期間において、A事業所に勤務し、昭和 24 年 4 月に当該事業所の業務を引き継いだB事業所を退職した。

しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B事業所に勤務していた期間については被保険者記録が確認できるものの、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。

脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後のB事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の脱退手当金の支給記録等からは、申立期間当時、当該事業所が脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い上、当時の脱退手当金裁定請求書には、「最後に被保険者として使用せられた事業所」、「最後に被保険者の資格を喪失した年月日」等を記載することとされていたところ、申立人は婚姻を理由として、A事業所ではなく、B事業所を退職した旨述べていることを踏まえると、申立人が、脱退手当金の請求手続を行ったとも考え難い。

さらに、未請求期間と申立期間は、申立人の同一の被保険者記号番号の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において管理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給決定されており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
私の父が経営していた A 社に勤務した申立期間について、社会保険庁（当時）の記録上、退職後に脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給する手続をした記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 6 か月後の昭和 48 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 38 年 12 月 23 日から 44 年 9 月 11 日まで

私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社に勤務していたが、両申立期間について脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いのに、社会保険庁（当時）の記録上、脱退手当金を受給したこととされていることに納得できないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同社に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 44 年 9 月 11 日の前後おおむね2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた6人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち4人が同社に係る同資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、申立人の同資格喪失日より約5年前に同資格を喪失し、脱退手当金を受給したことを記憶している同僚が、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求の関与がうかがえる。

また、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和 44 年

11月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1003 (事案 798 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から同年 5 月まで

私は、申立期間について、A社(現在は、B社)C出張所所有の被曳船(別名は、舢)Dに私の夫と共に乗っており、私の夫が年金記録確認第三者委員会に申立てをしたところ、記録の訂正が認められたので、私も同様の申立てをしたが、私の記録の訂正は認められなかった。

私の船員手帳について、前回の申立て時には「会社からもらっていない。」と述べたが、申立期間について、私の義弟の船員手帳で義弟と交代で被曳船Dに乗り込んでおり、今回、新たに義弟が交代で乗船していたことを証明してくれることとなった。また、義弟も、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたところ、記録の訂正が認められたので、私も申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の夫及び義弟が所持する船員手帳から、両者が申立期間を含む昭和 35 年 1 月 14 日から 36 年 5 月 9 日までの期間においてA社C出張所が所有する被曳船Dに雇入れされたことが確認できる一方、申立人は、「当時、会社から船員手帳はもらっていない。」と供述していること、ii) B社が保管する社史によれば、申立期間当時、申立人が乗り込んでいたとする被曳船Dを含む被曳船が 12 隻であったことが確認できるところ、申立人及び複数の同僚は、「舢には、通常、夫婦、親子、兄弟などの二人一組で乗り込んでいた。」と供述しており、A社C出張所に係る船員保険被保険者名簿及び同僚の供述などから同じ舢に二人一組で乗り込んでいたと推認される者が 18 人確認できる一方、同じ舢において、3人以上の者に係る船員保険の被保険者記録を推認することができないこと等を理

由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る新たな資料として、申立人の義弟が「申立人と交代で艇に乗り込んでいた。」旨記載した証明書を提出し、「申立期間において義弟の船員手帳で義弟と交代で艇に乗り込んでいたので、私についても申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てている。

しかしながら、勤務内容に係る申立人の具体的な主張、同僚の供述及び前述の証明書により、申立人が、申立期間においてA社C出張所が所有する被曳船Dに乗り込んでいたことは推認できるものの、申立人の夫及び義弟が所持する船員手帳から、申立期間において当該事業所が所有する被曳船Dに雇入れされていたことが確認できる両者とは異なり、申立人については当該事業所に雇入れされていたとまでは推認できず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実はうかがえない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 4 月から A 市にあった B 社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な主張及び複数の同僚の供述などから判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が昭和 31 年 4 月頃から B 社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、私と同年代の同僚二人と一緒に入社した。」と主張しているところ、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚二人のうち一人は、申立人と同じ昭和 31 年 11 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得したことが確認できる上、もう一人の同僚は、氏名が確認できないほか、申立期間において被保険者資格を取得した同僚は確認できないことから判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により確認できる申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 31 年 11 月 1 日）は、オンライン記録と一致している。

さらに、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年

金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 45 年 6 月 19 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 45 年 6 月 19 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた 13 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、6 人全員が当該事業所に係る資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても事業主による代理請求の関与がうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 8 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。